

名古屋市告示第415号

名古屋都市計画道路事業の事業計画の変更認可に伴う関係図書の
縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第
62条第 2項の規定により、次のように名古屋都市計画道路事業の事業計画の変
更認可に伴う関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7年 8月 6日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路部道路建設課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・5・133号四谷通隼 人町線	令和 2年 9月 1日から 令和 9年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 7年 8月 6日から令和 9年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を
定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の
休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課